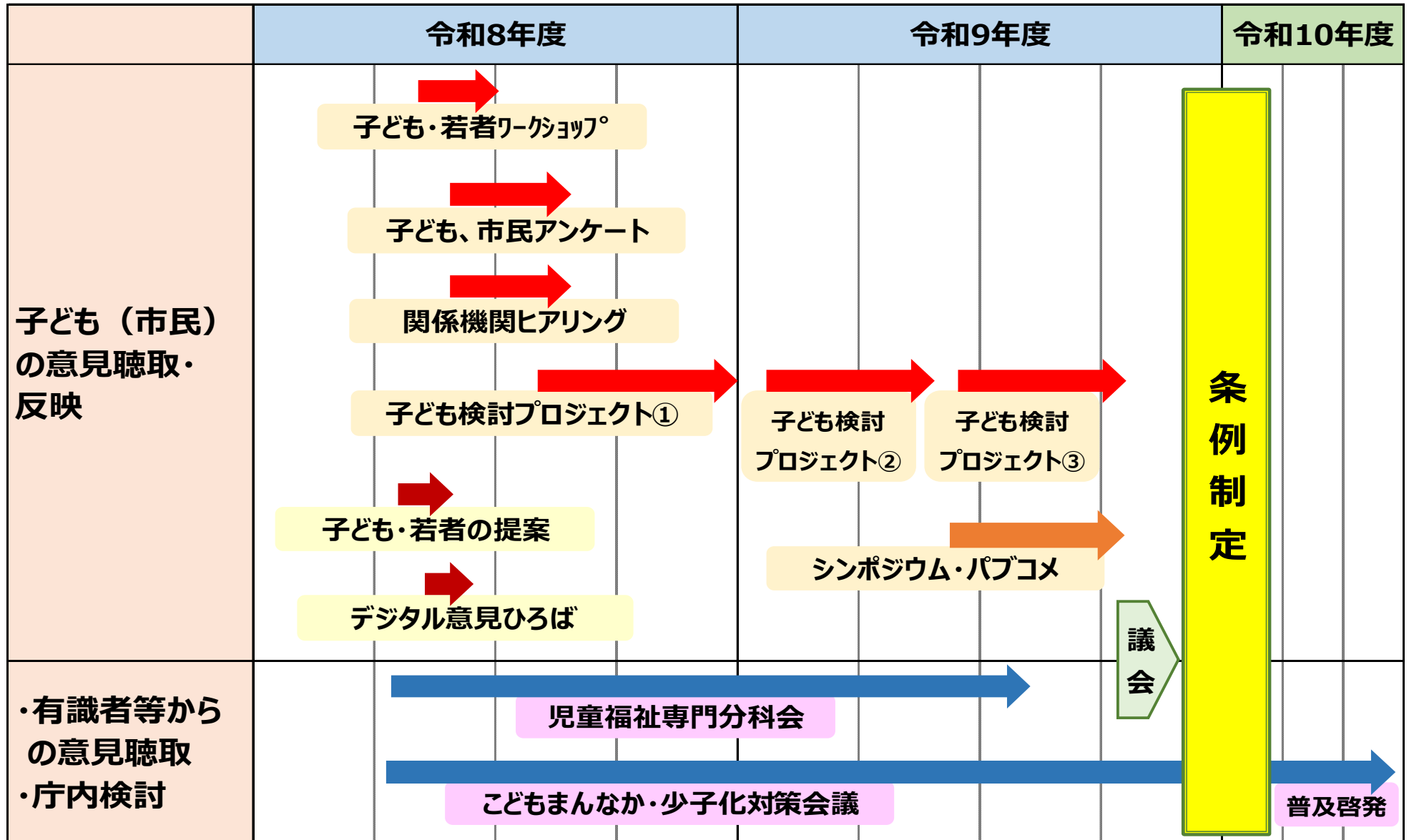


(仮称)子どもの権利条例制定事業にかかる令和8年度の取組について

令和8年度第1回 さいたま市
社会福祉審議会児童福祉専門分科会
子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

事業全体スケジュール



主に子どもの声を聴取すること

子ども・若者ワークショップ	8～9月	令和 7 年度より実施している本市の事業。令和 8 年度は「 <u>子どもの権利</u> 」をテーマに、 <u>2か所で各2回開催</u> します。
子ども、市民アンケート	9～11月	<u>学校のタブレット端末を活用</u> し、市立の小中高校を対象に実施します。具体的な質問事項は今後検討しますが、守られるべき子どもの権利とは何か、守られるためにはどのようなことが必要なかを把握できるような内容とします。
関係機関ヒアリング	9～11月	声を上げにくい子どもの意見を反映するために、 <u>幼稚園や保育園、特別支援学校、フリースクール等本市において子ども・子育てに関わる機関から意見を聴取</u> します。自分の思いを言葉にできない子どもについては、その機関の職員からヒアリングすることになると考えています。
子どもの権利検討プロジェクト	11～3月	上記の取組等により収集した子どもの声を基に、ワークショップ形式で、 <u>子どもたちを主体に、条例の骨子案を作成</u> します。

○本市の広聴機能の活用

子ども・若者の提案	7～9月	小学生（5・6年生）・中学生・高校生から、スマホやPCから、提案や意見を募集。（質問：大人に「もっとこうしてくれたらいいな」と思うことはどんなことですか。）
デジタル意見ひろば	8～9月	年代を問わず、ウェブ上の投稿フォームから意見を募集。（質問：条例ができることで、あなたの身近や地域に、どのような変化が起きてほしいですか。）

さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員の皆様へのお願い

**条例制定の過程における進捗を、適宜ご報告します。
専門的見地及び市民目線から、条例の内容や
普及・啓発等について、幅広い御意見をお願いいたします。**